

令和8年熊本地震により被災した児童生徒等の就学機会の確保等の観点から、公立学校への弾力的な受入れ等に関するQ&Aとフローチャートをまとめましたので連絡します。

事 務 連 絡
令和8年8月18日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県知事部局（私学担当）
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の首長部局（学校設置会社立学校担当）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

令和8年熊本地震により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な
受入れ等に関するQ&Aとフローチャートの送付について（周知）

このたび、「令和8年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」（令和8年7月29日付け8文科施第353号）（以下「通知」という。）のうち、主に被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、別紙の通りQ&Aとフローチャートを作成しましたので、御参考としてお送りします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、本Q&A等も御参考としていただきつつ、引き続き通知の趣旨を踏まえた取扱いをお願いします。また、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事部局、附属学校を置く各国公立大学法人及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の首長部局におかれましては、公立学校における取扱いについて十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただき、また、必要な指導・支援をお願いします。

【本件連絡先】

<幼稚園に関する事>

初等中等教育局幼児教育課企画係
（電話）03-6734-3136

<義務教育諸学校に関する事>

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係
（電話）03-6734-2007

<高等学校等に関する事>

初等中等教育局高等学校振興課高校教育改革企画係
（電話）03-6734-3482

<特別支援学校に関する事>

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
（電話）03-6734-3193

【令和8年熊本地震により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関する Q&A】

問1 通知の「11. 被災した児童生徒等の公立学校及び国私立学校への受入れについて」中の、域内の公立学校への受入れの希望があった場合の「弾力的に取り扱い」とは、例えば、どのようなものが考えられますか。

(答)

基本的に、法令に違反しない範囲であれば、各地方公共団体の実情に応じて可能な手立てをすべてとっていただいてよいでしょう。具体的な手立てとしては、例えば、

1. 通常の転学手続きに必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する児童生徒等については可能な限り速やかに受入れを行うこととし、状況が落ち着いてから手続きを行う、
2. 市町村教育委員会等の判断で簡素化できる手続きについては簡素化する、などが考えられますが、これらに限らず、各地方公共団体の積極的な取組が期待されることです。

その際、必ず児童生徒等の在籍関係（受入れ先の学校に在籍とするか、元の学校に在籍したままとするか）を明確にした上で受け入れ、児童生徒等の不利益にならないよう御配慮をお願いします。これにより、その後、各学校において指導要録に記入する等の際にも、より円滑に行うことができるものと考えられます。

例えば、受入れに当たり、ただちに事務手続きができない場合であっても、対象児童生徒等の氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等、就学手続き上必要と思われる事項については、記録を残し、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどの工夫がなされるとよいでしょう。ただし、被災地の状況によって、転出元の教育委員会と連絡をとることが難しい場合には、手続きは後日にするなどの御配慮をお願いします。

また、在籍することとなった児童生徒等については指導要録を作成する必要がありますが、同様に、受け入れた時点で指導要録を作成して記入できる情報を記入し、後日、元の在籍校からの指導要録の写しの送付等を受けて追記していく等の工夫が考えられます。なお、元の在籍校での指導要録の紛失が生じている場合には、元の在籍校と連絡を取りながら、可能な範囲で追記し、児童生徒等の指導や証明に生かせるよう御配慮をお願いします。

元の学校に在籍したままとする場合にも、後日、元の学校において指導要録に記載する際に必要となることから、受入れ校においては指導要録に準じた形で児童生徒等の学習の様子や出席日数等を記録しておくことが望ましいと考えられます。

問2 被災者の方が、お子様の避難先である各市町村の小学校への就学を決められるに当たって、正式に転学されるのか、事実上の就学とされるのかを判断される材料としてこういった情報の提供が考えられるでしょうか。

(答)

被災者の方は、いずれは故郷に帰りたいという希望を持っていらっしゃる場合も多いです。被災地域での学校の開校状況は、避難先でお子様が正式に転学されるのか、被災地の学校に籍を置いたまま事実上就学されるのかを決定されるに当たって、ひとつの判断材料とされるものと考えられます。

各教育委員会におかれては、こうした情報も御提供いただきながら、被災者の方の御希望を十分に踏まえていただいて、柔軟に対応されるとよいでしょう。

問3 学齢児童生徒については、住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製することになっていますが、被災児童生徒が住民票を異動しないまま、転入学させることは可能でしょうか。

(答)

1. 災害の有無にかかわらず、そもそも、学齢児童生徒については、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有していれば、この者についても学齢簿を編製し、就学手続きをとることが必要です。

この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することが必要です(※1)。

今回の震災による被害に伴い、ただちに住民票の異動の手続きができない等の事情がある場合には、各市町村の住民基本台帳担当部署と連携の上、復興が進み、態勢が整ってから異動の手続きをとる等、適切に対応していただくことが望ましいでしょう。

また、市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときには、当該教育委員会は、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知していただくよう御留意願います(※2)。

※1 「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」(昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達)、住民基本台帳法第13条

※2 「学齢簿および指導要録の取扱について」(昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達)

2. 上記1. の手続きのほか、学校教育法施行令第9条においては、児童生徒等を住所地の市町村の設置する小・中学校等以外の小・中学校等に就学させようとする場合の取扱い(区域外就学)について定められています。区域外就学を行う場合には、今回の震災に伴う受入れの場合に限らず、受入れ側の市町村教育委員会において学齢簿を編製する必要はありません。

なお、同条第2項において、住所地の市町村教育委員会との協議について定められていますが、今回の震災による被害に伴い、必要な書類が整わないなど通常

の手続きが困難である場合には、各市町村の判断で簡素化できる手続きについては簡素化するなど、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

問4 今回の災害による被害に伴い、避難のため短期間滞在する場合においても、希望する児童生徒等を学校に受け入れて差し支えないでしょうか。

(答)

通知においては、期間の長短に関わらず、被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることをお願いしています。

なお、公立学校の受入れに際しては、当該学校の在籍者として受け入れる転入学（※「住民票の異動に伴う転入学」と「住民票を異動しない区域外就学による転入学」）のほか、学籍は元の学校のまま、受入れ先の学校の活動に参加する等の「事実上の就学」など、多様な取扱いが想定されますので、被災地の状況や、各地方公共団体の実情等に応じて、弾力的に取り扱っていただくとよいでしょう。

ただし、いずれの場合におきましても、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどして、必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れ、児童生徒等の不利益にならないよう御配慮をお願いします。

問5 被災した児童生徒を域内の公立学校で受け入れたいのだが、既に1学級35人となっている場合、受け入れると36人となってしまいます。問題ないでしょうか。

(答)

小学校については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条において1学級の児童の数の標準を35人と定めており、各都道府県においても標準に基づき基準を定めていますが、被災した児童生徒の受け入れ校での学級編制に際しては、個別の学校の事情に応じ、学級編制の弾力的な運用を行うことは可能です。教育上の支障が生じないように、御留意願います。

なお、これらの点については、中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の考え方です。

また、幼稚園設置基準第3条においては、「一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。」としており、被災した幼児を受け入れることで1学級の人数が30人を超える場合においても、同様の考え方に基づき、教育上支障がないよう留意しながら、弾力的に受け入れることが可能です。

問6 被災地域で学校を再開できない状況です。被災した児童生徒等に教育の機会を提供するため、県内外の他の学校や公共施設などで教育を行うことを考えていますが、法令上可能でしょうか。また、この場合にはどんなことに留意すればよいでしょうか。

(答)

小学校については、小学校設置基準第12条において、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」としており、このたびの令和8年熊本地震は、まさに特別の事情に該当するものであると考えられます。

なお、幼稚園、中学校、高等学校、特別支援学校についても同様の考え方です。

学校や公共施設を借用する場合には、当該施設の設置者等と十分調整の上、教育の実施にあたって安全上支障がないよう、御留意願います。

問 7 被災した高校生が避難先の他の高等学校等で受け入れられて学習し、単位を修得した場合や、避難所でボランティア活動などに取り組んだ場合、その成果を在籍校において単位として認定すべきだと考えますが、取扱いはどうになっていますか。

(答)

高等学校等においては、学校教育法施行規則第 93 条及び第 97 条から第 100 条まで等に基づき、生徒が他の高等学校等において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位数を生徒の在学する高等学校等における卒業に必要な単位数に加えること（学校間連携による単位認定）や、ボランティア活動等の学校外における学修を自校の科目の履修とみなし、単位を認定することが制度上可能となっています。

高等学校等の卒業に必要な単位数は、74 単位以上で校長が定めることとされていますが、学校間連携及び学校外における学修の単位認定については、併せて 36 単位まで、卒業に必要な単位数に含めることができます。

このほか、通信制課程の生徒が自校の定時制又は他校の定時制・通信制で、定時制課程の生徒が自校の通信制又は他校の通信制で一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた定時制及び通信制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができます（いわゆる定通併修制度）。この場合、認定単位の上限はありません。

詳細は、学校外における学修の単位認定（※文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1247229.htm）を御覧ください。

問 8 被災した高校生が他の高等学校に転学する場合にも、これまでの高等学校における学習の成果を転学先の高等学校において単位として認定すべきだと考えますが、取扱いはどうになっていますか。

(答)

学校教育法施行規則第 92 条第 2 項の規定により、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができることとされています。

被災した児童生徒から公立義務教育諸学校での受入れ希望があった場合の手続きフローチャート

被災した児童生徒等の就学機会の確保等の観点から、可能な限り弾力的に取扱い、**まずは速やかに受入れの検討**を行うことが望ましい。

※ただちに事務手続きができない場合、受け入れる自治体において、就学手続き上必要と思われる事項（対象児童生徒の氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等）を記録することとし、事務手続きは状況が落ち着いてから行うなど工夫いただくよう、御配慮願います。

